

一般廃棄物の処理状況及び目標の達成状況（平成23年度）

1 一般廃棄物（ごみ）処理の概況

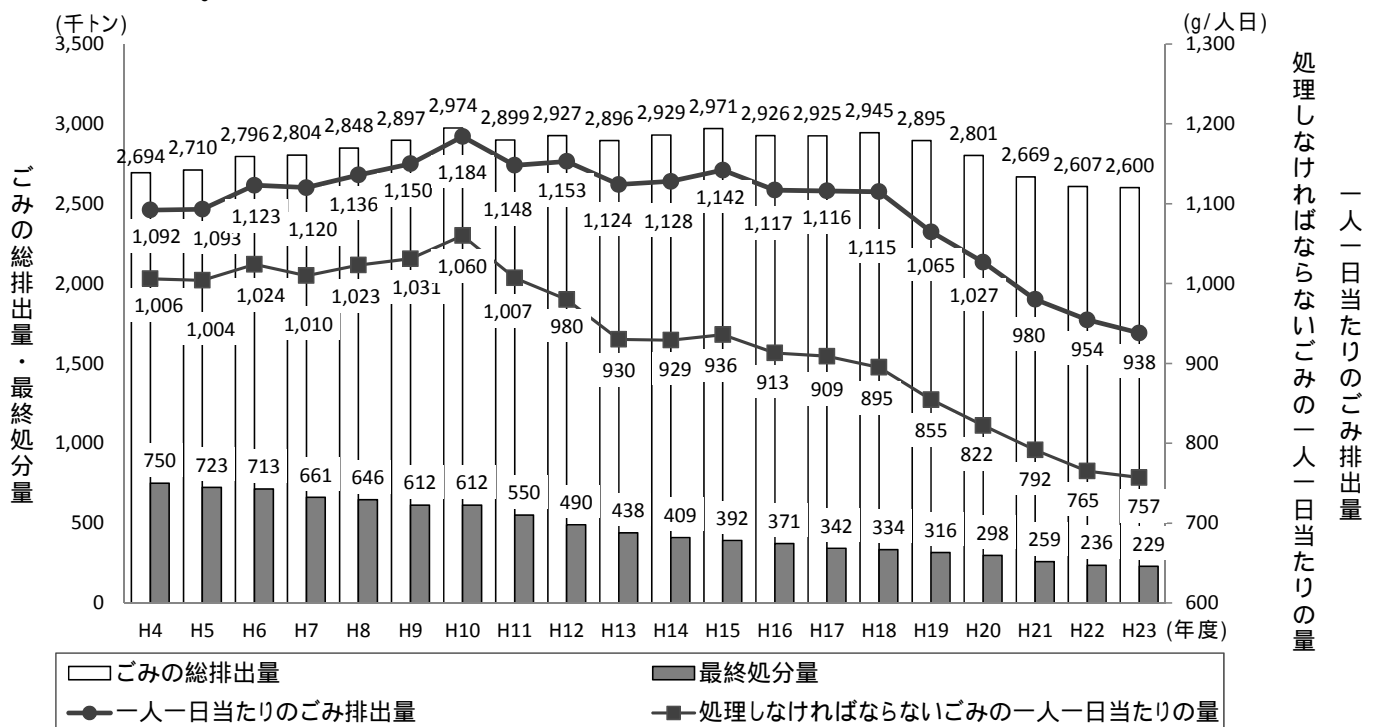
平成23年度のごみの総排出量は260万トンであり、平成22年度の260万7千トンに比べ0.3%減少している。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日当たりのごみ排出量」という。）すると、平成23年度は938gとなり、平成22年度の954gに比べ1.7%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」という。）すると、平成23年度は757gとなり、平成22年度の765gに比べ1.0%減少している（図1）。

ごみの総排出量は平成19年度以降減少しており、また、一人一日当たりのごみ排出量及び処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、平成11年度以降減少傾向にある。

最終処分量は22万9千トンで、平成22年度の23万6千トンに比べ3.0%減少している。



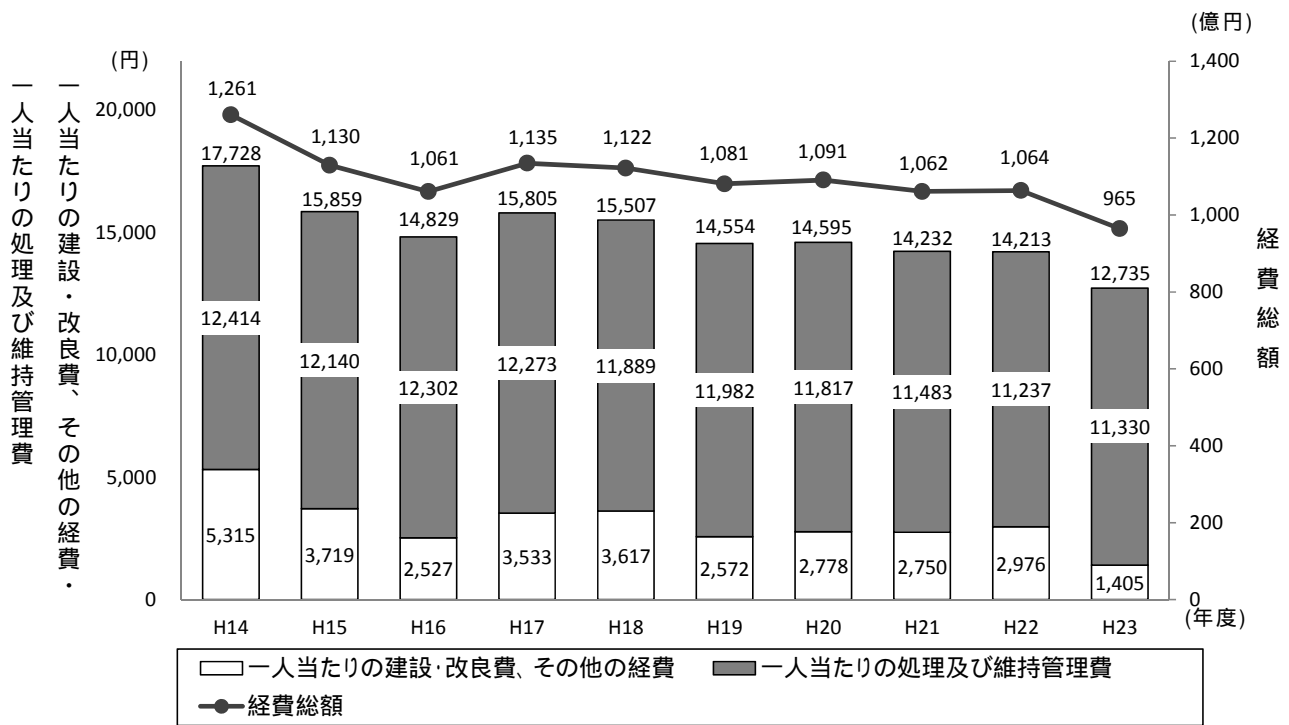
(注1)「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

(注2)「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

図1 ごみの排出・処理状況の経年変化

平成23年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約965億円であり、これを県民一人あたりに換算すると12,735円となる。

この内訳としては、処理及び維持管理費が11,330円(89.0%)、建設・改良費及びその他の経費が1,405円(11.0%)となっている。ごみ処理に要する経費の総額は、平成18年度以降減少傾向にある(図2)。



- (注1) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。
- (注2) 一人当たりの経費を算出するにあたっての人口の定義については、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。
- (注3) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図2 ごみ処理経費の推移

平成23年度における、生活系ごみの収集量は178万4千トン、事業系ごみの収集量は61万3千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが74.4%を占めた。平成22年度の収集量に比べ、それぞれ0.1%増加、0.3%減少している。生活系ごみの収集量は平成19年度以降、事業系ごみの収集量は平成15年度以降、減少傾向にある(図3)。

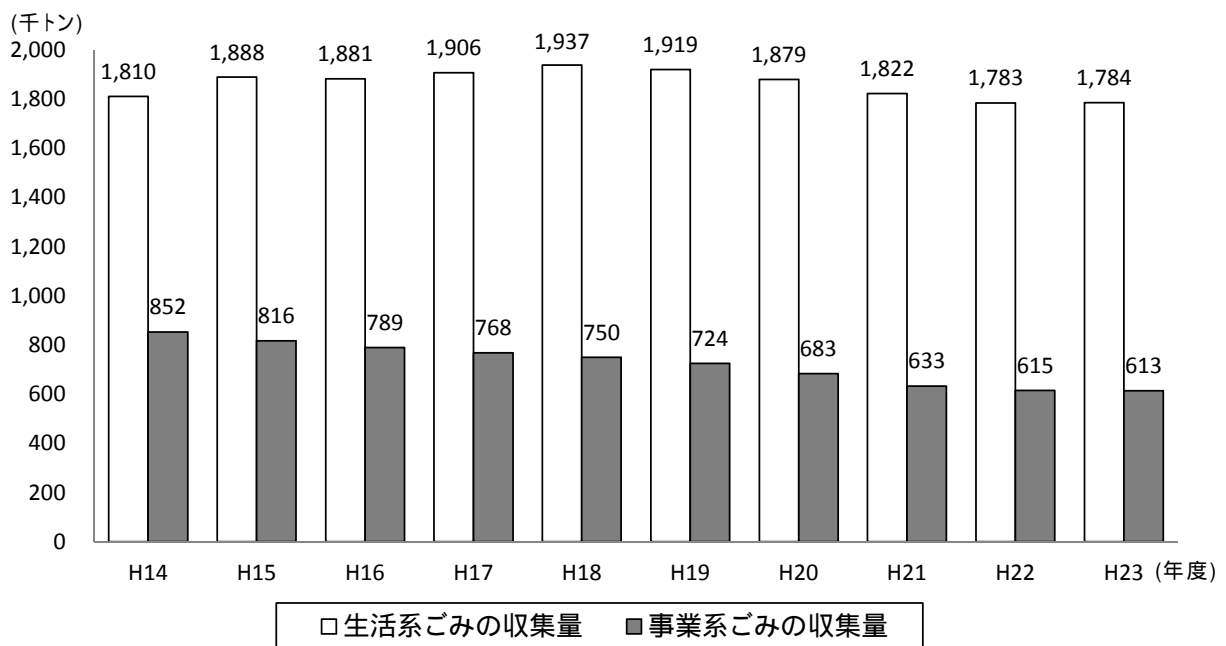
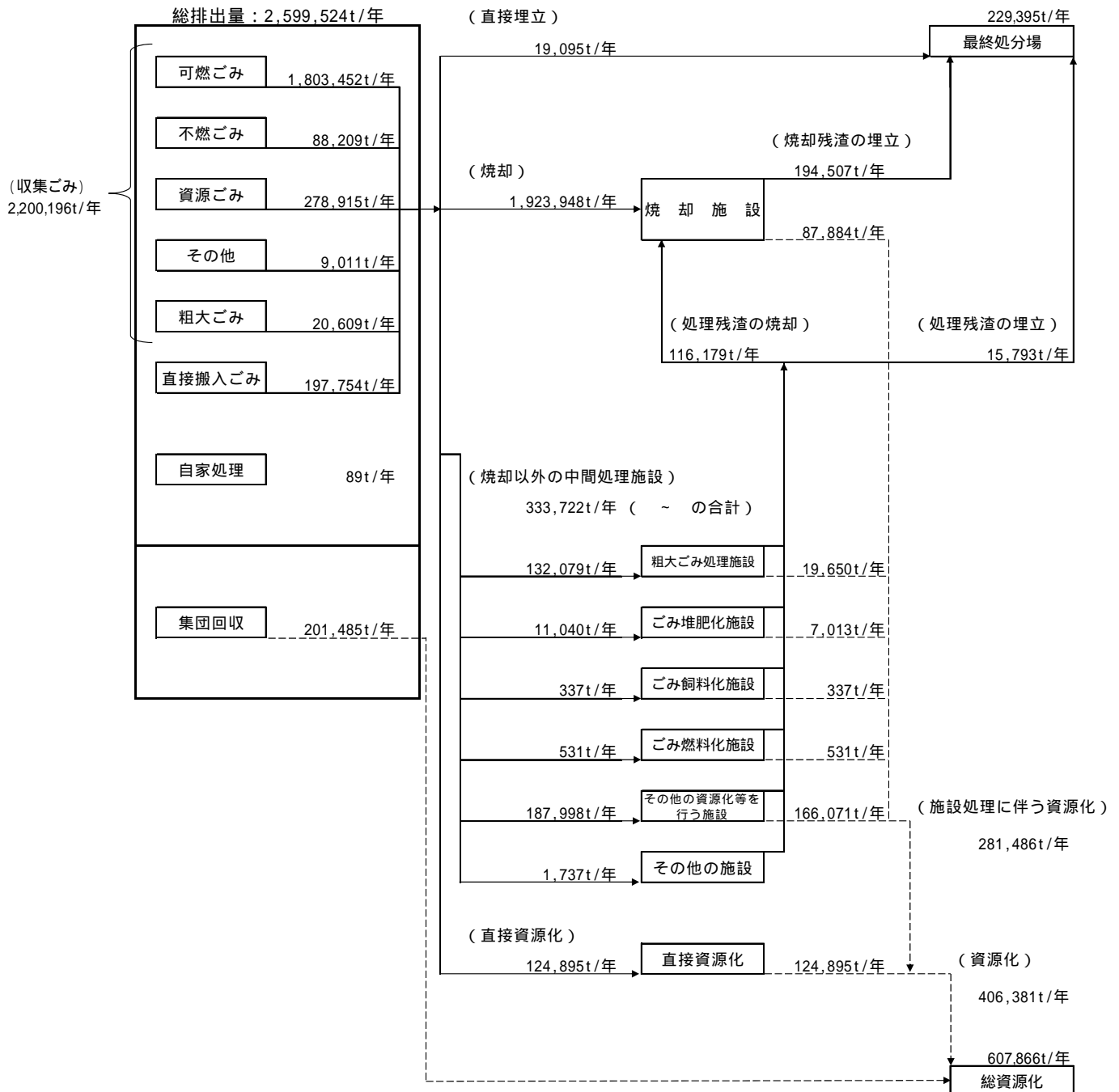


図3 ごみの収集量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 4 のとおりである。これは、平成 23 年度中に収集されたごみ 220 万トンと直接搬入されたごみ 19 万 8 千トンの総量 239 万 8 千トンが 1 年間でどのように処理されたかを表すもので、最終的に資源化されたものが約 60 万 8 千トン、埋立処分されたものが 22 万 9 千トンであった。

[排出量]

[処理量]



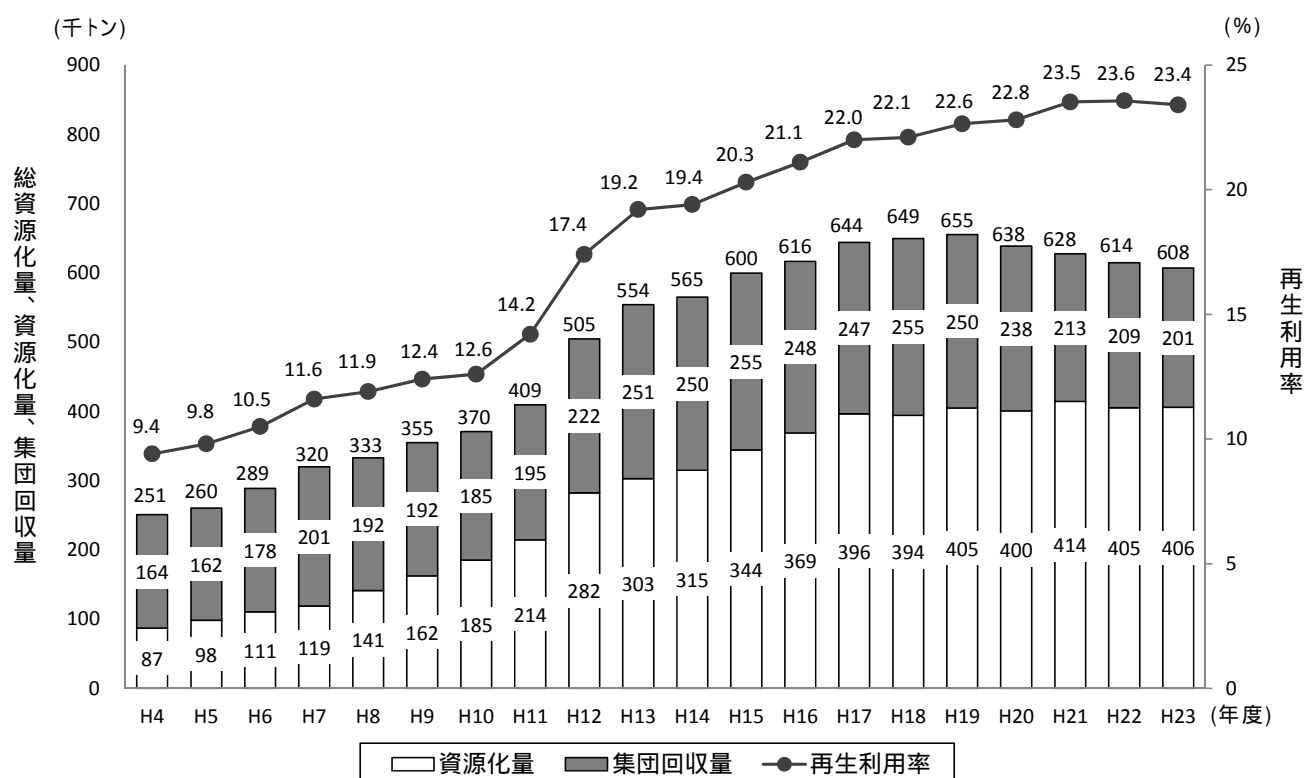
(注) 収集ごみの「その他」とは、危険ごみ等をいう。
「その他の施設」とは、最終処分を目的とした減容化施設等をいう。
収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量(直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化)」は一致しない。

図 4 ごみ処理の流れ (平成 23 年度)

2 資源化（再生利用）の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成 23 年度の総資源化量は 60 万 8 千トンで、平成 22 年度の 61 万 4 千トンに比べ 1.0% 減少しており、平成 19 年度以降ごみの総排出量の減少に伴い減少している(図 1 及び図 5)。

また、平成 23 年度の再生利用率は 23.4% と、平成 22 年度の 23.6% に比べ 0.2 ポイント減少しており、平成 21 年度以降横ばいの状況となっている。



(注)「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。
「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
「再生利用率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100
数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 5 総資源化量と再生利用率の経年変化

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、平成 23 年度の総資源化量の内訳は、紙類 32 万 7 千トン、金属類 4 万 7 千トン、ガラス類 4 万 6 千トン、ペットボトル 1 万 7 千トン、プラスチック類 5 万 8 千トン、布類 1 万 5 千トン、溶融スラグや肥料等、その他 9 万 8 千トンとなっている(図 6)。

紙類については、販売店回収の進展などにより減少傾向にある一方で、その他の資源化が増加している。

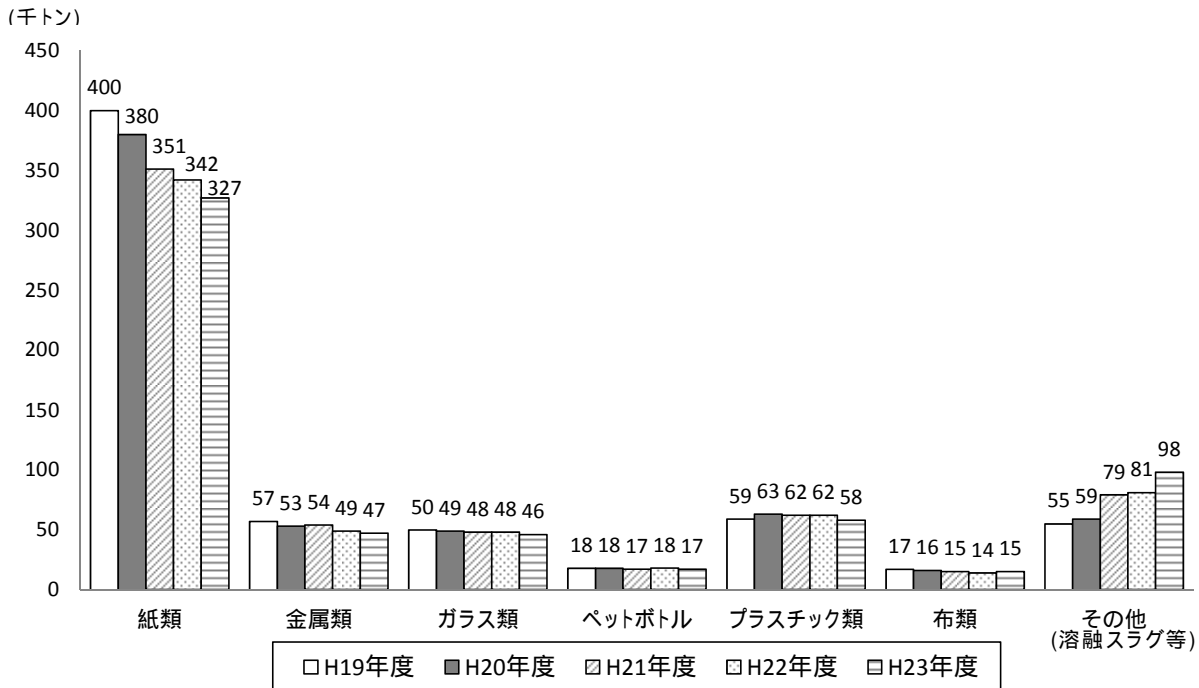


図 6 資源化の状況

3 中間処理施設及び資源化施設の設置状況

平成 23 年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 99 である。その内訳は焼却施設が 37、ごみ燃料化施設が 2、粗大ごみ処理施設が 21、リサイクルプラザ、資源回収センター等の資源化施設が 38、その他（破碎処理）施設が 1 となっている（表 1）。

表 1 中間処理施設及び資源化施設の設置状況（平成 24 年 3 月末現在）

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	37	9,652.5t/日	ほかに 6 施設休止
ごみ燃料化施設	2	0.2t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	21	1,189.4t/日	ほかに 2 施設休止
資源化施設	38	666.8t/日	ほかに 1 施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合 計	99	11,576.6t/日	

注：施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

4 焼却施設におけるごみ発電の状況

平成 23 年度における焼却施設の総発電能力 は 13 万 6 千 kW（発電設備を有する 22 施設の合計）で、総発電量は 5 億 5,500 万 kWh（稼働中の 20 施設の合計）となっている。総発電能力は、近年、新たな焼却施設の設置がなかったことから、平成 20 年度以降横ばいとなっている。総発電量は、平成 23 年度に新たな焼却施設が供用開始されたことに伴い、平成 22 年度に比べ 13.5%上昇した。また、長期的に見ると上昇傾向にある（図 7）。

総発電能力は供用開始前の施設の発電能力も含んでいるため、総発電量の数値の傾向とは一致しない。

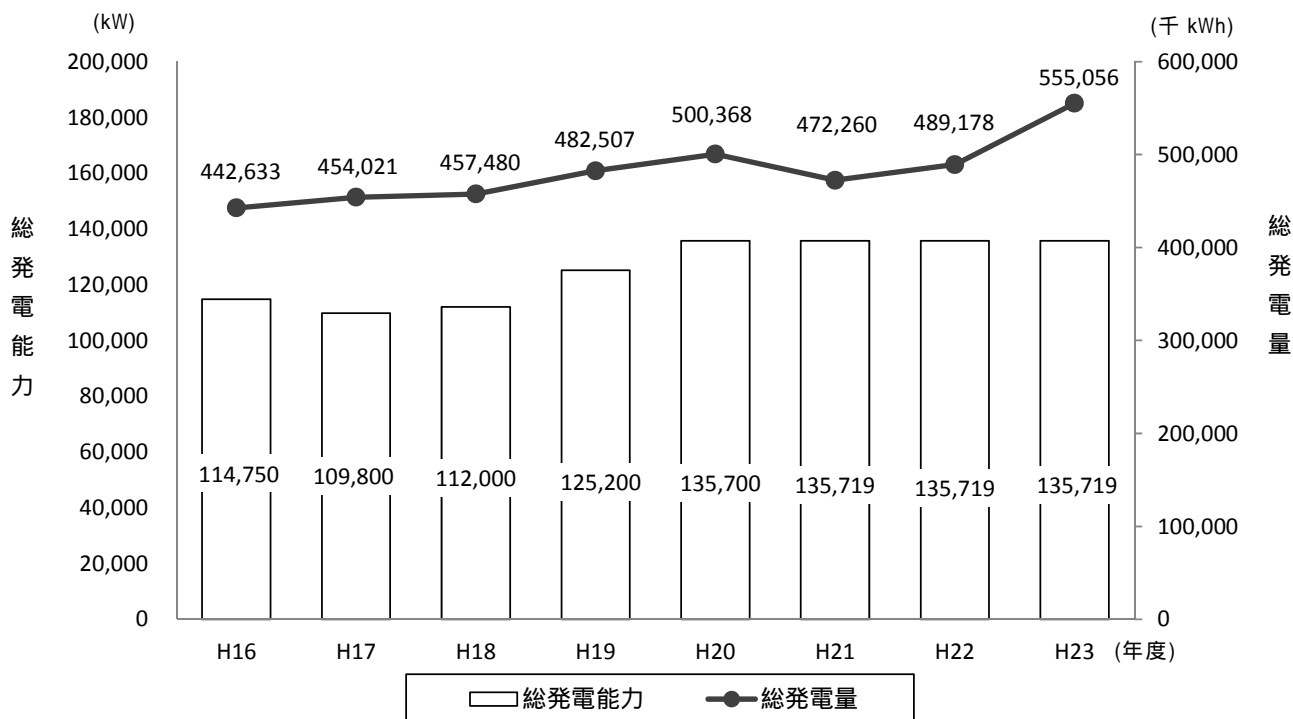
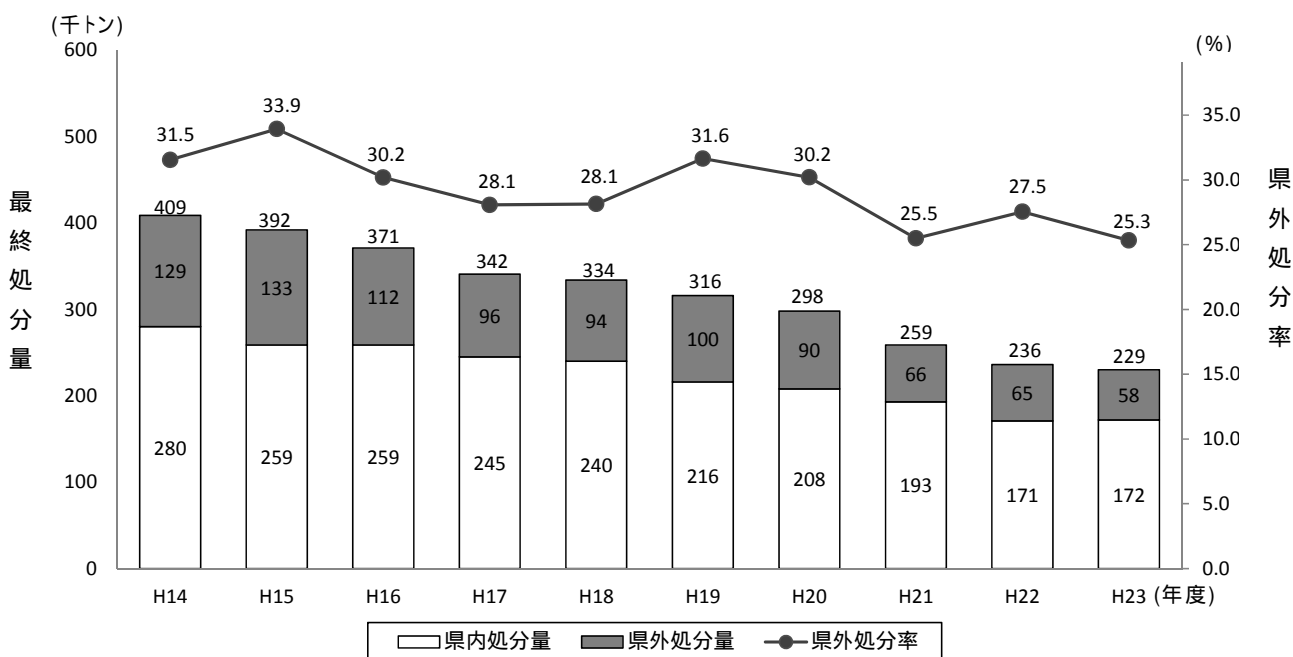


図 7 焼却施設におけるごみ発電の状況

5 最終処分状況

中間処理による処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 23 年度の最終処分量は 22 万 9 千トンで、平成 22 年度の 23 万 6 千トンに比べ 3.0% 減少している。最終処分量はこの 10 年でほぼ半減している。

なお、このうち自区外（県外）の処分量は 5 万 8 千トンで、平成 22 年度の 6 万 5 千トンに比べ 10.8% 減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的に見ると減少傾向にあると考えられる（図 8）。



（注）数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 8 ごみの最終処分量の経年変化

6 最終処分場の設置状況

平成 23 年度末の最終処分場の設置数は 84 (休止、埋立終了等を含む。) で、残存容量は 293 万 7 千 m^3 である。これを平成 23 年度の埋立容量 12 万 9 千 m^3 で除した値 (残余年数) は 22.8 年と、平成 19 年度以降上昇傾向を示している。これは、埋立容量の減少傾向が続いたことと、新たな処分場が開設されたことによる。(図 9)

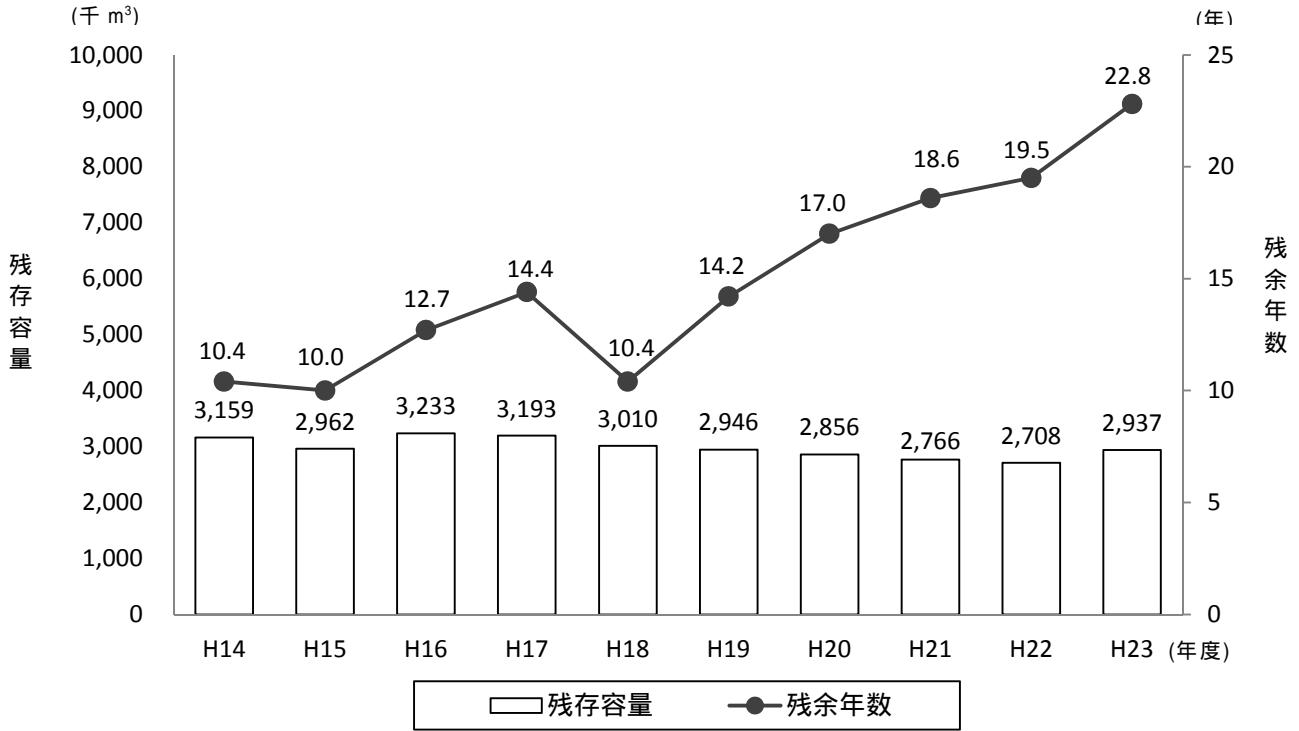


図 9 最終処分場の残存容量と残余年数の経年変化

7 し尿処理の状況

平成 23 年度のし尿及び浄化槽汚泥の総収集量は 126 万 4 千 k で、うち、し尿は 15 万 2 千 k、浄化槽汚泥は 111 万 2 千 k である。

総処理量は 126 万 4 千 k であり、平成 22 年度の総処理量 129 万 4 千 k に比べ 2.3% 減少している。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、し尿処理施設により 119 万 6 千 k、下水道投入により 6 万 8 千 k、それぞれ処理されている(図 10)。

また、し尿処理形態は、公共下水道人口及び合併浄化槽人口が増加傾向に、単独浄化槽人口や非水洗化人口が減少傾向にあり、水洗化が進行している(図 11)。

なお、過去からの推移をみると、し尿収集量やし尿処理量は減少傾向にある(図 12 及び 13)。

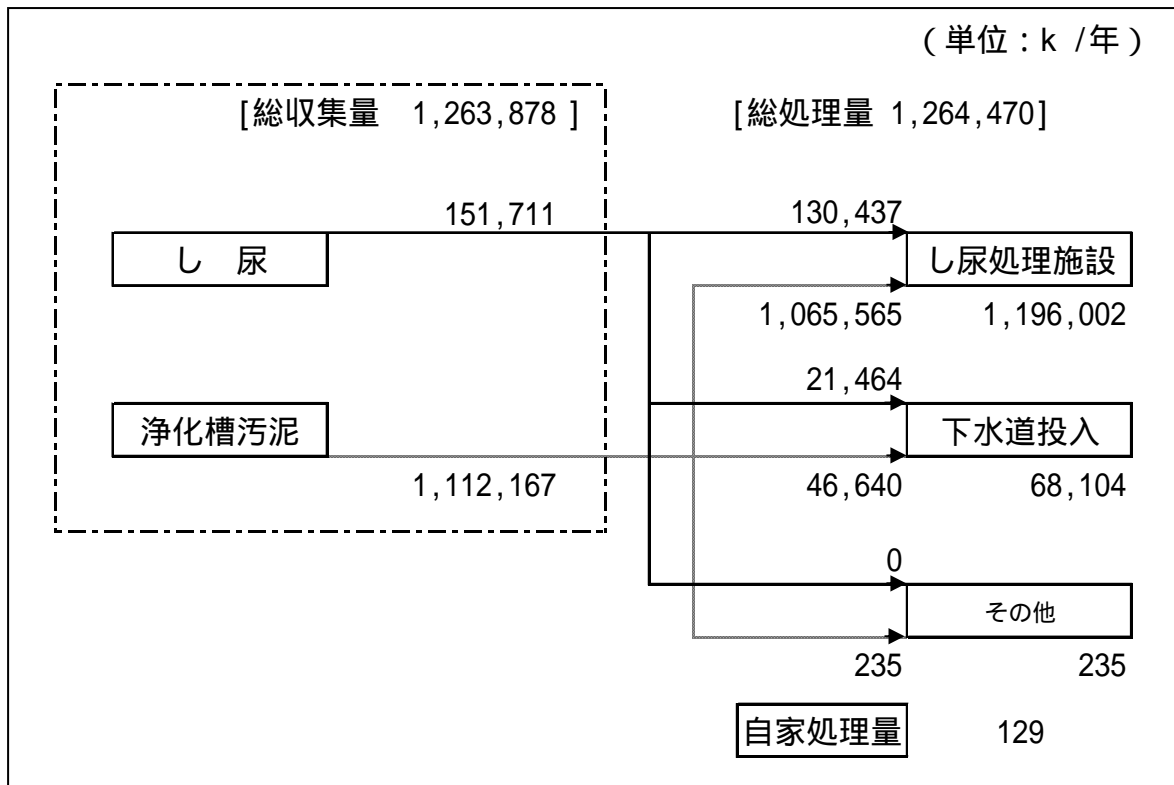


図 10 し尿処理の流れ (平成 23 年度)

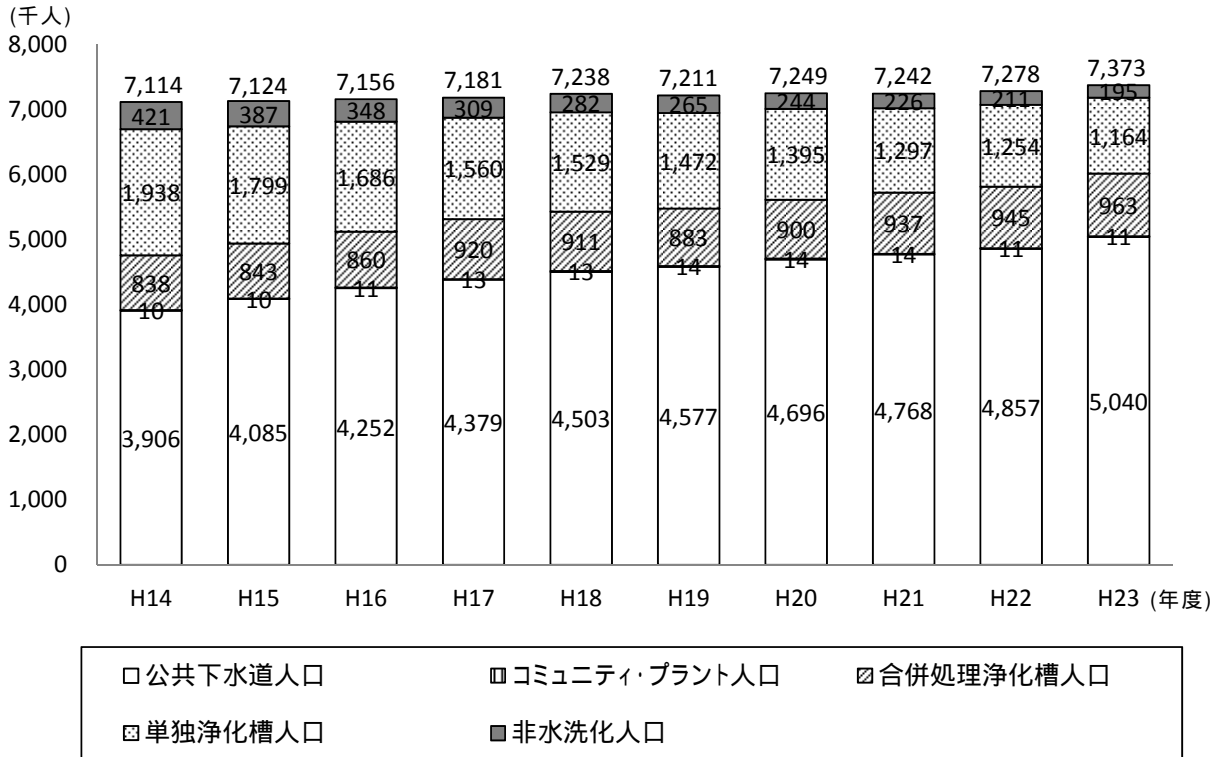
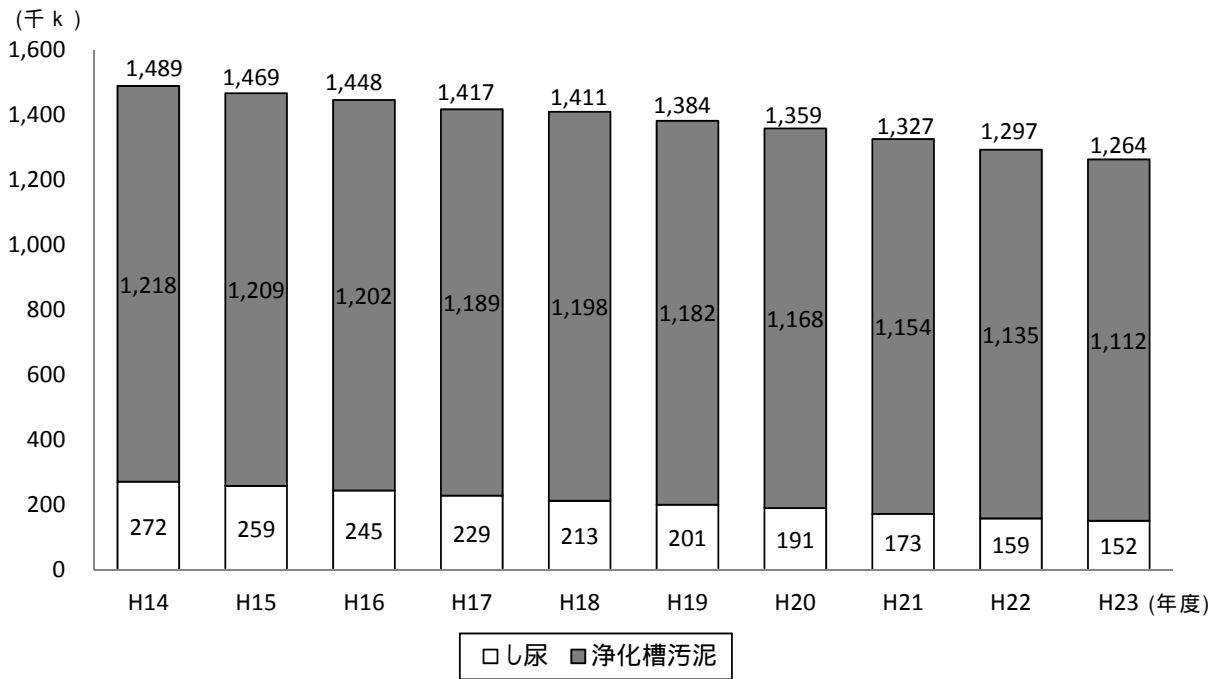
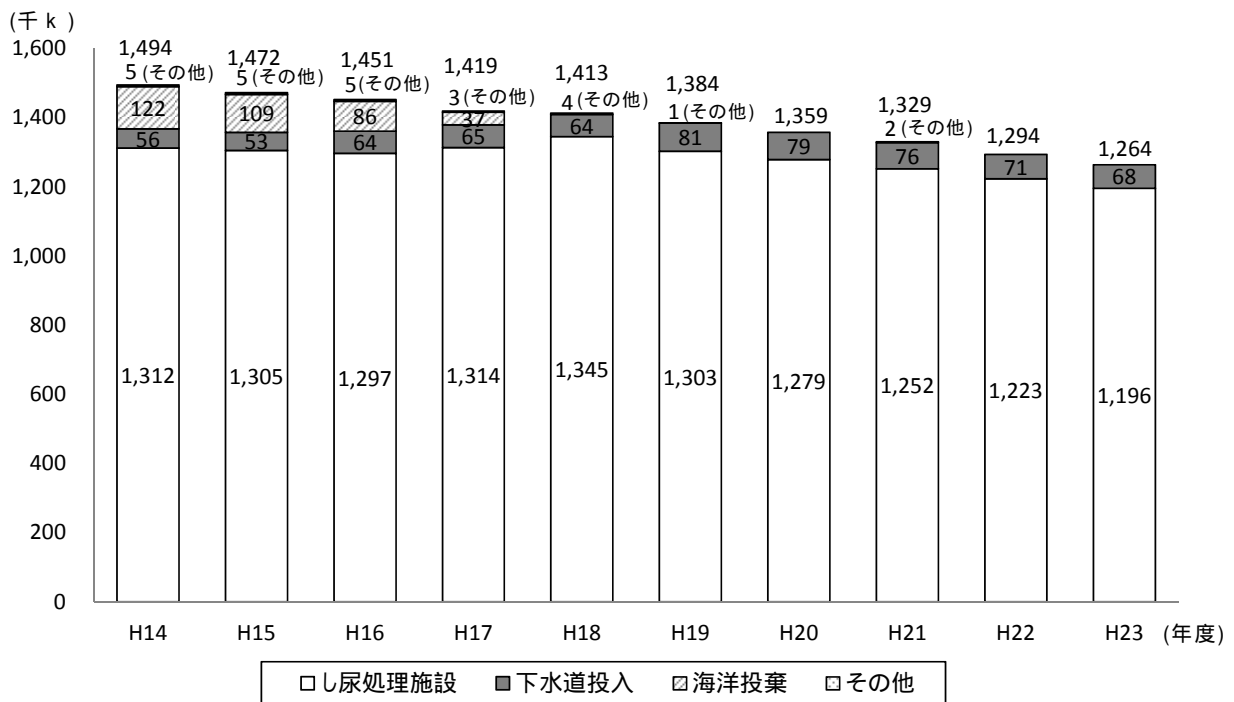


図 11 し尿処理形態の推移



(注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 12 し尿収集量の推移



(注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 13 し尿処理量の推移

8 し尿処理施設の状況

平成 23 年度末現在のし尿処理施設の設置数は 34 (処理能力 4,658k /日) である。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない。

9 減量化・資源化状況上位5市町村

減量化や資源化に関する指標が上位の市町村は表2-1及び2-2のとおり

表2-1 人口10万人以上

	一人一日当たり のごみ排出量 (g/人・日)		処理しなければなら ないごみの一人 一日当たりの量 (g/人・日)		再生利用率 (%)		一人当たりの 最終処分量 (kg/人・年)	
	1	江南市	813	江南市	598	江南市 東海市	29.9	東海市
2	稲沢市	855	稲沢市	661	-	-	江南市	22.3
3	豊田市	875	小牧市	685	豊川市	27.9	岡崎市	23.0
4	小牧市	886	豊田市	707	名古屋市	27.6	名古屋市	23.1
5	一宮市	894	名古屋市 安城市	728	小牧市	27.0	豊田市	24.0

表2-2 人口10万人未満

	一人一日当たり のごみ排出量 (g/人・日)		処理しなければなら ないごみの一人 一日当たりの量 (g/人・日)		再生利用率 (%)		一人当たりの 最終処分量 (kg/人・年)	
	1	幸田町	707	幸田町	501	大口町	39.6	幸田町
2	大治町	712	岩倉市	586	幸田町	37.8	扶桑町	18.7
3	岩倉市	759	扶桑町	608	田原市	33.3	大口町	20.5
4	あま市	760	愛西市	612	日進市	28.8	愛西市	25.8
5	清須市 豊根村	761	豊明市	613	岩倉市 豊明市	27.0	大治町	26.5

(注) 1人1日当たりのごみの量
(事業系ごみを含む) = $\frac{\text{ごみの総排出量}}{\text{人口} \times 366}$

処理しなければなら
ないごみの1人1日当たりの量
(事業系ごみを含む) = $\frac{\text{ごみの総排出量} - \text{資源ごみ量} - \text{集団回収量}}{\text{人口} \times 366}$

再生利用率 = $\frac{\text{資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{収集ごみ量} + \text{直接搬入ごみ量} + \text{集団回収量}} \times 100$

1人当たりの最終処分量 = $\frac{\text{最終処分量}}{\text{人口}}$

10 廃棄物処理計画の目標の達成状況

「愛知県廃棄物処理計画(平成24年度～28年度)」における平成28年度の減量化目標は、次のとおりである。

- ・ 排出量は、平成20年度に対して約9%削減する。
- ・ 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720gとする。
- ・ 排出量に対する再生利用量の割合(再生利用率)は、約26%とする。
- ・ 最終処分量は、平成20年度に対して約23%削減する。

平成23年度の排出量、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量、最終処分量及び再生利用率について見ると、排出量は2,600千トンで、平成20年度の2,801千トンに比べて7.2%少ないが、目標値である2,541千トンを達成していない。

処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は757gで、平成20年度の822gに比べて7.9%少ないが、目標値である720gを達成していない。

再生利用率は23.4%で、平成20年度の22.8%に比べて0.6%多いが、目標値である25.9%を達成していない。

最終処分量は229千トンで、平成20年度の298千トンに比べて23.2%少なく、目標値である230千トンを達成している(図14及び図15)。

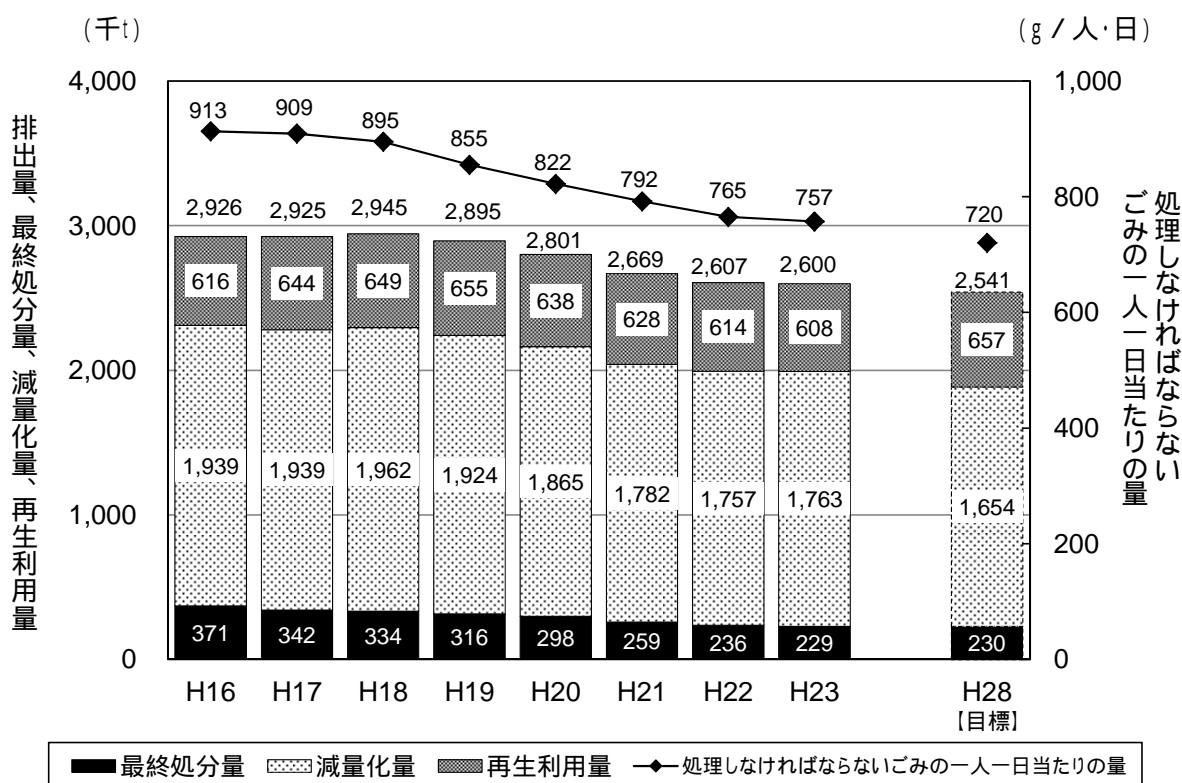


図14 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

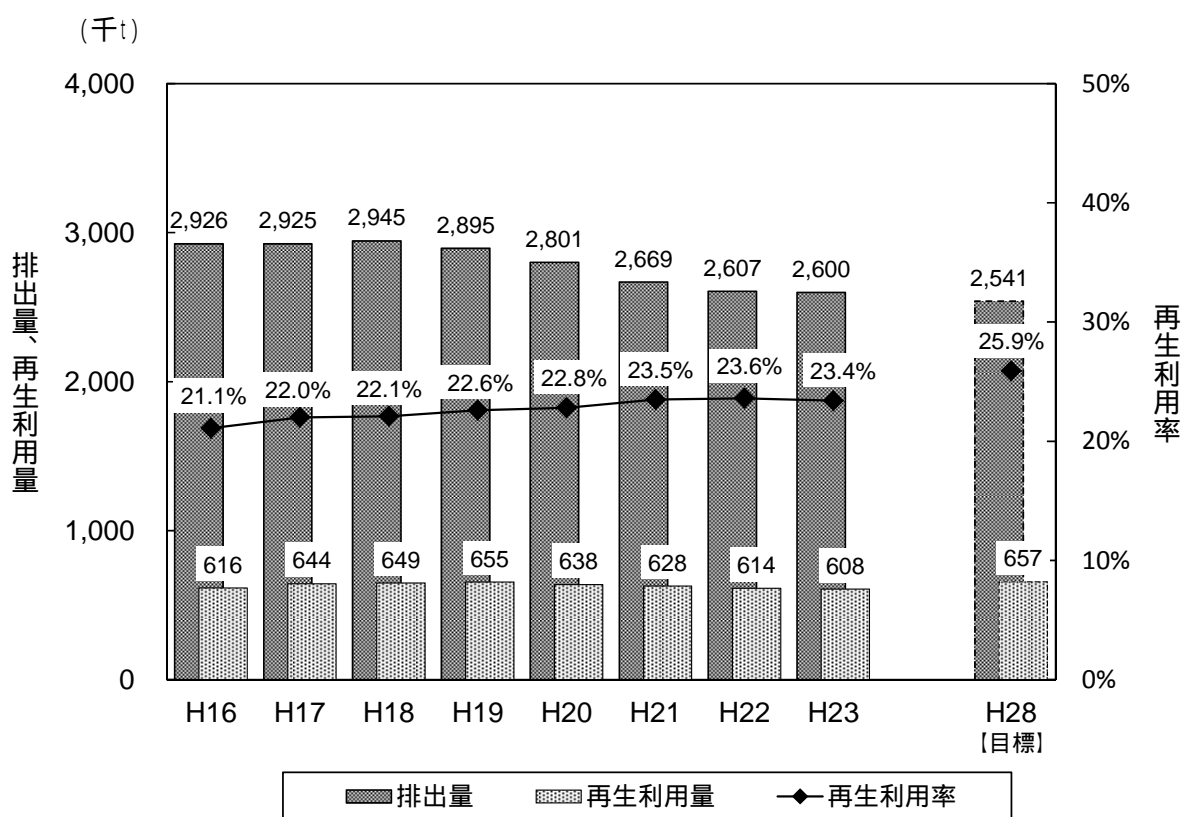


図 15 一般廃棄物の再生利用率の達成状況